

短期入所生活介護事業所まごころ半明原 運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針等

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人廿日市福祉会が運営する短期入所生活介護事業所まごころ半明原（以下「事業者」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「（介護予防）短期入所生活介護」という。）の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護者及び要支援者（以下「利用者」という。）に対し、適正な（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、指定短期入所生活介護の事業において、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の事業において、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 短期入所生活介護事業所まごころ半明原
- 二 所在地 広島県廿日市市原字半明原481番1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命

令を行う。

- 二 医師 2名（非常勤：1名 特別養護老人ホームに配置、
1名 特養診療所管理者として配置）
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
- 三 生活相談員 1名（常勤：特別養護老人ホームと兼務）
生活相談員は、利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の
的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必
要な助言その他の援助を行う。
- 四 看護職員 3名（常勤2名、非常勤1名：特別養護老人ホームに
配置）
看護職員は、利用者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な
援助を行う。
- 五 介護職員 6名（常勤5名、非常勤1名）
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日
常生活の援助を行う。
- 六 栄養士 1名（常勤：特別養護老人ホームと兼務）
栄養士は、利用者の食事に関して適切な栄養管理を行う。
- 七 機能訓練指導員 3名（看護師と兼務：常勤2名、非常勤1名：特
別養護老人ホームに配置）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退
を防止するための訓練を行う。

第3章 利用定員と送迎

（利用定員）

第5条 利用定員は9名とする。

- 一 ユニット数 1ユニット

（定員の遵守）

第6条 事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に（介護
予防）短期入所生活介護を行わないこととする。ただし、災害、虐待そ
の他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第120条第3項（広島県条例第68号）及び第102条第3項（広
島県条例第69号）の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである
（介護予防）短期入所生活介護の事業所にあつては、利用者を当該特
別養護老人ホームの入所者とみなした場合において、当該特別養護老
人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとな
る利用者の数
- 二 前号に該当しない（介護予防）短期入所生活介護の事業所にあつて
は、ユニットごとの利用定員及び居室定員を超えることとなる利用者
の数

(通常の送迎の実施区域)

第7条 通常の送迎の実施区域は、廿日市市とする。

第4章 (介護予防) 短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

((介護予防) 短期入所生活介護の内容)

第8条 (介護予防) 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導 (相談援助等)
- 二 機能訓練 (日常動作訓練)
- 三 介護
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 食事の提供
- 七 入浴
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

((介護予防) 短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 事業者は、利用者の心身の状況により、もしくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、(介護予防) 短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、(介護予防) 短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第10条 事業者は、(介護予防) 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要、(介護予防) 短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得た上で契約を締結する。

- 2 施設は、入居申込者又はその家族からの申し出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該入居申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより提供することができるものとする。この場合において、施設は、当該文書を交付したものとみなすものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロにかかげるもの
 - イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができる物でなければならない。
- 4 第2項第一号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得るものとする。
 - 一 前2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的な方法による提供を受けない旨の申し出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第11条 事業者は、正当な理由なく（介護予防）指定短期入所生活介護の提供を拒んではならないこととする。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、当該（介護予防）指定短期入所生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な（介護予防）指定短期入所生活介護を提供することが困難と認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の（介護予防）指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第13条 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供を求められた場合には、当該提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、

要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、（介護予防）指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

（要支援・要介護認定の申請に係る援助）

第14条 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、要支援・要介護認定を受けていない利用申込者については、要支援・要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされる、必要な援助を行うものとする。

（（介護予防）短期入所生活介護の取り扱い方針）

第15条 事業者は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 事業者は、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。
- 3 事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮して（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。
- 4 事業者は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要支援・要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。
- 5 事業者の従業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 8 事業者は、自らその提供する（介護予防）短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（（介護予防）短期入所生活介護計画の作成）

- 第16条 事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を配慮して、他の（介護予防）短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 前項の（介護予防）短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 事業者の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業者の管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）短期入所生活介護計画を利用者に交付するものとする。

（介護）

- 第17条 事業者は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ適切な技術をもって介護を行うものとする。
- 2 事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援するものとする。
- 3 事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
- 4 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 利用者は、利用者の負担による場合であっても、事業者の従業者以外の者による介護は受けられないものとする。

（食事）

第18条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第19条 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第20条 事業者の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第21条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービス)

第22条 事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(心身の状況等の把握)

第23条 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第24条 事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出る

こと等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第25条 事業者は、居宅サービス計画が作成されている利用者に対しては、当該居宅サービス計画に沿った（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。

(サービスの提供の記録)

第26条 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

2 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(利用料及びその他の費用)

第27条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（日額）

基準額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1, 445円	1, 300円	1, 000円	600円	300円

第4段階食費（1日あたり）

朝食371円、昼食499円、おやつ100円、夕食475円

二 滞在に要する費用（日額）

区分	基準額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階
個室	2, 066円	1, 370円	880円	880円

三 送迎に要する費用

通常の事業実施地域（廿日市市）以外の地域に居住する利用者で、送迎を希望される場合は、通常実施地域を超える地点から路程 1 km あたり 20 円を負担するものとする。

四 理美容代 実費

五 前各号に掲げるもののほか、（介護予防）短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

歯ブラシ・歯磨き粉・電池などの日用品	実費
--------------------	----

3 事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

第 5 章 施設利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第 28 条 利用者は、管理者や生活相談員、看護職員、介護職員などの指導による介護及び機能訓練等を励行し、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦と融和に努めること。

（外出及び外泊）

第 29 条 利用者が外出又は外泊を希望する場合には、その都度行き先、用件、施設への帰着する予定日時等を管理者に届け出て同意を得ること。

2 前項の同意を受けた者がその内容を変更するときは、その旨を申し出ること。

（面会）

第 30 条 利用者に面会しようとする者は、面会簿に所定の事項を記載し、管理者の確認を得て面会すること。

（禁止行為）

第 31 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 施設で定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 建物、備品その他の器具を破損し、もしくは持ち出さないこと。
- 五 その他施設が別に定める禁止行為。

（損害賠償）

第 32 条 事業者は、利用者が故意又は過失によって施設、設備等に損害を与

えたときは、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができるものとする。

第6章 緊急時における対応

（緊急時等の対応）

第33条 従業者は、現に（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第34条 事業者は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第35条 事業者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

（利用者に関する市町への通知）

第36条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知するものとする。

一 正当な理由なく（介護予防）短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第37条 事業者は、利用者に対し、適切な（介護予防）短期入所生活介護を提供できるよう、次の各号による職員配置により、従業者の勤務体制を確保するものとする。

- 一 昼間については、ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する
 - 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する
 - 三 ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置する
- 2 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供に従業者に行わせるものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないものとする。
- 3 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(地域等との連携)

第38条 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(衛生管理等)

第39条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、当該（介護予防）短期入所生活介護の事業所における感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第40条 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第41条 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該

家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(広告)

第42条 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護の事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第43条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第44条 事業者は、提供した(介護予防)短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供した(介護予防)短期入所生活介護に関し、市町が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町に報告する。

5 事業者は、提供した(介護予防)短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

7 事業者は、提供した(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するように努めるものとする。

(会計の区分)

第45条 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護の経理を区分するとともに、(介護予防)短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分するものとする。

(記録の整備)

第46条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

- 一 （介護予防）短期入所生活介護計画
- 二 具体的なサービスの内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録
- 六 市町への通知に係る記録

（虐待の防止）

第47条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 施設における虐待の防止の為の指針を整備すること。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待の防止の為の研修会を定期的（年2回）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する（第47条(虐待の防止)の追加）

この規程は、令和8年2月1日から施行する（第27条修正・第28条削除）